

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市児童福祉法施行条例の一部改正)

第 1 条 熊本市児童福祉法施行条例（平成 24 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する医療型児童発達支援」を「第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援」に改める。

(熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 93 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「、福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センター」を「及び児童発達支援センター」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提出理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の施行に伴い、関係条例の整備をするため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。